平成２４年（フ）第５５６９号
大阪市此花区梅香３丁目12番６―304号
債務者　竹原　　実
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５７０号
大阪市此花区梅香３丁目12番６―304号
債務者　竹原　絹子
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５７６号
大阪市鶴見区徳庵１丁目２番48号
債務者　大西　未紗
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５７７号
大阪市鶴見区徳庵１丁目２番48号
債務者　大西　麻以
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２６７号
大阪府摂津市昭和園５番27号
債務者　津端　亜希
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５４６号
大阪府東大阪市小若江２丁目９番33―803号
債務者　森田　剛夫
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２５号
大分市萩原３丁目13番８号　ｉ－ｐｏｒｔ304
債務者　佐藤富貴子
1　決定年月日時　平成25年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１号
岩手県釜石市甲子町第10地割159番地２　釜石市甲子町第６仮設団地３－３号室、旧住所仙台市太白区大野田２丁目１番61号　グランデュール富沢201
債務者　鳥畑　香織（旧姓熊倉）
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２４年（フ）第８８９号
宮城県亘理郡山元町坂元字上山神４番地１
債務者　佐藤　善和
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第９３４号
仙台市青葉区八幡５丁目６番22―301号、従前の住所仙台市泉区館６丁目４番地の16
債務者　後藤　和代（旧姓小嶋）
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第９４１号
仙台市青葉区愛子中央３丁目28番３―323号
債務者　山中ユキ子
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２９９号
秋田市八橋南１丁目６番13号　コンフォート八橋南103号
債務者　丹内　　健
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１号
秋田市土崎港東３丁目２番２－１号　アクアロードⅡ－Ａ202号
債務者　保坂　芳美
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２号
秋田市土崎港東３丁目２番２－１号　アクアロードⅡ－Ａ202号
債務者　保坂　千春
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４号
秋田市外旭川字梶ノ目65番地２
債務者　佐藤　信子
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２８７号
茨城県石岡市若松２丁目１番54号　若松アパート１Ｆ
債務者　本多　幸二
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１０号
茨城県稲敷郡阿見町大字若栗1752番地１
債務者　仲見川みほ
1　決定年月日時　平成25年１月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係